

# ある日、私は「スパイ」になった

芹沢宏明は米国に渡り、前途有望な生物学研究者として順調に実績を積んでいた。

しかし、彼の研究者人生はある日突然、めちゃくちゃになった。

親切心で友人に協力したことが、日本を利するための産業スパイ行為だったと米連邦捜査局(FBI)にみなされたのだ。事の顛末をのDavid Cyranoskiが聞いた。

原文：The accidental spy

Nature Vol.430(960-961)/26 August 2004; www.naturejpn.com/digest

1999年7月。当時カンザス大学のがん研究者だった芹沢宏明は、後から考えるときわめて重大な決定を下した。芹沢の研究室の冷凍庫に研究材料を保存させてほしいという昔からの友人の頼みにOKしたのだ。この友人はアルツハイマー病研究者の岡本卓である。このとき、芹沢は初めての子供が生まれて約1週間後だった。彼は、その依頼について深く考えなかった、という。しかし、この決定のおかげで、芹沢は後に米連邦裁判所で有罪判決を受け、大学での研究職も失うことになった。

この事件は、外国組織のために活動する産業スパイの取り締まりを目的に1996年に作られた米国法の、ある条項の最初の適用例となった。しかし、米連邦検察官は主犯とみなしていた岡本の有罪を立証できなかった。このため、法律専門家らは、この法律を修正する必要があるかもしれないと指摘している。一方、学術研究機関に所属する研究者たちにとって、芹沢の経験は警告的だ。研究者たちは、ビジネスや法的拘束力を伴う利害がどれほど自分たちの世界に入り込んで来ているかに、まだ気づいていない。

日本では、この事件はトップニュースとして報じられ、米国に渡ることを考えている研究者に恐怖を抱かせた。事件の余波は続いている。芹沢は今、損害賠償を求め、東京地裁で岡本と争っている。

事件は次のような経緯をたどった。カベオリンという、細胞膜上で働くタンパク質ファミリーがある。米国オハイオ州にあるクリーブランドクリニック財団の岡本らの研究グループは、このタンパク質ファミリーの一員であるカベオリン-3が、アルツハイマー病患者の脳を破壊すると考えられているプラ

ク(老人斑)の形成を促すことを発見した(K. Nishiyama et al. *J. Neurosci.* **19**, 6538-6548; 1999)。

岡本は1999年初め、新たな研究資金を得た。細胞系とDNAサンプルのライブラリーも増えつつあった。そこで岡本は、 $\alpha$ セクレターゼという(当時、まだ見つかっていなかった)酵素を探る研究に取りかかった。この酵素は、プラークを形成するタンパク質を半分に減らし、脳内へのプラークの蓄積を防ぐことができる。

しかし、1999年7月、岡本は突然、自身の研究室から研究試料を持ち出す、という行動を起こす。岡本は「研究室の同僚が、研究グループにとって不名誉となりそうな再現不可能で無謀な実験を続けることを防ぐため、この行動に出たのだ」と主張している。

## 経済スパイ法違反に

クリニックは警察に捜査を依頼し、まもなく、米連邦捜査局(FBI)が乗り出した。FBIの捜査官は岡本の説明を信用しなかった。1999年8月27日付の宣誓供述書は、研究グループが開発した約1,000個のDNAサンプルと250の細胞系を盗み、破壊したとして岡本を訴えた。この宣誓供述書は「岡本は、クリニックから貴重な研究材料を持ち出すため、慎重かつ計画的に事を進めた」としている。

結局、2001年5月、岡本は4つの罪を犯したとして起訴された。このうちもっとも重い罪は、外国組織を利するための活動を扱った1996年制定の経済スパイ法1831条違反だった。知的財産権を専門とするニューヨークのPeter Toren 弁護士は、同法の法案作成にかかわった。「この法律のもともとの意図は、営業秘密を不正に利用する外国企業、特に国家か

ら資金援助を受けている企業を標的にすることだった」とToren 弁護士は説明する。岡本の事件では、岡本が日本の理化学研究所の職につくつもりだったために、この条項が適用された。

とはいえ、理化学研究所が共犯とされたわけではない。しかし、芹沢は、冷凍庫に入っていた研究材料のために、共謀して産業スパイを行ったとして訴えられた。芹沢は、東京のとあるマンションのロビーのソファに座り、事態がどのように進んだのかを、静かな口調で語った。ここは、彼の弁護団に資金援助をしてくれている支援者のマンションである。

## 混乱と恐怖

芹沢と岡本は、1980年代後半に東京大学で知り合い、米国のマサチューセッツ州ケンブリッジで再会した。ポスドクとして研究をするため、岡本はハーバード大学、芹沢はマサチューセッツ工科大学(MIT)に来ていたのだ。「私たちは、研究補助金の申請書の書き方を教え合った。さらに彼は、私の家族に医療面のアドバイスをしてくれたこともあった」と芹沢は話す。

友人である岡本が研究材料の保存を依頼したとき、岡本の意図を問いたたすことは考えなかった、と芹沢は言う。「私は、これが重大な問題であるとは分かっていなかった」と彼は振り返る。1999年9月2日、FBI捜査官が芹沢の研究室に現れ、7時間にわたって厳しい取り調べを行った。芹沢は激しく動揺したという。

芹沢は結局、岡本に不利な証言をすることに同意する司法取引を行った。この結果、芹沢が問われた罪は、最初の尋問で虚偽の証言をしたことだけとなった。虚偽として罪に問

▼ われた供述は、彼が岡本から預かっていたバイアル(びん)の数を実際より少なく申告したこと、理化学研究所のポストを岡本が引き受けたことを知らないと言ったこと、研究材料を受け取った後には岡本に会っていないと言ったこと、だった。これらについてはいずれも、芹沢は、その取り調べの最中に後から訂正している。

芹沢は、虚偽の供述をしたのは混乱と恐怖のせいだったという。「捜査官は召喚状を持って現れた。日本にはそのような制度がないので、私はそれが何なのか分からなかった。本当に取り調べを受けていることを悟って、がく然とした」と彼は話す。

2003年5月28日、芹沢は、罰金500ドル(約5万5000円)、社会奉仕150時間、保護観察3年間という判決を受けた。「私はこのとき、これが私のキャリアにどう影響するのか分かっていなかった」と彼は言う。米がん学会は芹沢への研究補助金をうち切った。有罪とされた者は、判決から3年間、米国立衛生研究所(NIH)の研究資金を受けることはできない。カンザス大学には1997年1月から勤務していたが、それ以上の研究を芹沢にさせてはくれなかった。

結局、芹沢は、学術研究機関以外の職につかざるをえなくなった。2003年11月、彼は、カリフォルニア州パロアルトにあるコンサルタント会社「ライフサイエンス・カタリスト・パートナーズ」のチーフ・サイエンス・オフィサーの職についた。同社は、日本企業と米国企業との間のバイオテクノロジー面での協力関係構築を業務としている。産業スパイとされた者がそのような職につく皮肉を、芹沢も認めている。芹沢は、つらかった日々が今も頭から離れない。そして、「研究とアカデミズムの世界が忘れられない」と話す。

芹沢は、訴訟費用約50万ドル(うち約20万ドルは彼の支援者グループが負担した)などの損害賠償として77万ドル(約8400万円)を支払うよう、かつての友人である岡本を訴えている。何が起こったのかについて、両者の言い分は異なっている。裁判所はこの点を解決しなければならないだろう。たとえば、芹沢がバイアルの中身について知らなかったと、岡本は公場で証言するべきだった、と芹沢は言う。「彼の証言はきわめて重要な情報だった。本当は何が起こったのかは、彼以外

のだれも知らないからだ」と芹沢は話す。

芹沢によると、彼の妻は岡本に電話し、援助を求めたが、岡本は一方的に電話を切ったという。芹沢の支援者グループは、岡本の居場所を突き止めることができず、「公場に現れて事件の真相を話してほしい」と岡本に懇願する3ページの手紙を、岡本の弁

護士、元妻、両親に書留郵便で送った。しかし、岡本は、芹沢のために何かをするよう頼まれたことはなかったとしている。「芹沢の弁護をするように言われたことはなかった」と彼は主張する。

芹沢の弁護団が弁護の準備をしているころ、岡本は日本に戻っていて、米国は彼の身柄を引き渡すよう日本に求めた。結局、東京高裁は今年3月、岡本の行為は理化学研究所を利するために行ったものではないとの判断を下し、日本は初めて米国の身柄引き渡し請求を拒否した。

### 壊れた友情

岡本はこの決定が出るまでに、理化学研究所の辞職を強いられた。2001年9月、彼は北海道東部の端野町という小さな町にあるオホーツク海病院に勤務し始めた。彼は今でも無罪を主張していて、東京高検の身柄引き渡しに関する審査請求について東京高裁の決定を待つ間、拘置所に57日間拘束されたことに憤慨している。「私は自分の患者を診ることができず、人権を奪われ、ひどい精神的苦痛を受けた」と彼は語った。

岡本はこのような不満を抱いているが、それが芹沢の支持者を動かすことはほとんどない。新井賢一・前東京大学医科学研究所長は「岡本は、科学者として、また人間として、芹沢に謝罪する責任がある」と話す。

芹沢の岡本に対する訴訟の判決は、早ければ9月にも出る。一方、法律専門家らは、この事件が経済スパイ法1831条にとってどういう意味があるかを議論している。ある者の行動が外国の組織を利することを意図してい



たことを証明することは難しく、この条項は効果がないと考える専門家もいる。東京大学の知的財産権の専門家 Robert Kneller は「有罪を立証するのは難しいだろう」と見る。

しかし、だからといって研究者たちは安閑としているわけにはいかない。同じ経済スパイ法の1832条は、外国の組織などを利するという条件なしに、1831条とほぼ同じような行為を犯罪としている。この条項では最高刑は比較的軽いが、外国人を有罪とするのに実際に使われている。

米国のスパイ防止活動局の2003年報告書は、米政府の断固たる姿勢を強調している。この報告書では「2002年および2003年には、機密に属する米国の技術や企業秘密を、90カ国を超える国のビジネスマン、科学者、大学教授、国家公務員がねらい続けている」としている。この報告書では、背景の一部を「学術や科学の交流を通じた世界的な情報共有に米国が参加しているため」とした。

となると今後、学術研究機関に対する米政府の監視が強化される可能性もある。米国科学振興協会(AAAS、本部・ワシントンDC)の「科学の自由・責任・法律プログラム」の責任者である Mark Frankel は「経済スパイ法は、いくつかの事件で有名になったにもかかわらず、科学者の大部分はいまだに知らないままではないかと思う」と言う。この点についての芹沢の忠告ははっきりしている。「知らぬが仏というわけにはいかないのだ」と。 ■

(敬称略。2004年8月26日の初出記事を翻訳。)

**David Cyranoskiはネイチャーのアジア・太平洋沿岸担当記者。**